広告

未受講の方20人。

¥3千400円。検定料4千100円。

申7月24日(木)～27日(日)に母子寡婦福祉センター（中央区大通西19社会福祉総合センター内）か、24日(木)、25日(金)に区健康・子ども課へ直接。抽選

詳細 母子寡婦福祉センター☎(631)3270

保険・年金

国民健康保険

＜保険料が決まりました＞

1年間の保険料は、**右下表**の①～⑨の合計となり、加入期間に応じて月割りで計算します。

なお、保険料は国民健康保険加入者を対象に計算しますが、納付するのは世帯主となります。

＜高齢受給者証の交付＞

昭和8年8月2日～13年7月1日生まれの方に、8月1日(金)から使用する高齢受給者証を、7月下旬から発送します。現在お持ちの受給者証は、有効期限が7月31日(木)ですのでご注意ください。

■20年度国民健康保険料

	医療分	支援金分	介護分
平等割額	①1世帯当たり30,060円	④1世帯当たり6,060円	⑦40歳～64歳の加入者のいる世帯1世帯当たり6,410円
均等割額	②17,980円×加入者数	⑤3,630円×加入者数	⑧5,140円×（40歳～64歳の加入者数）
所得割額	③各加入者の19年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×10.28%	⑥各加入者の19年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×1.92%	⑨40歳～64歳の各加入者の19年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×2.59%
年間限度額	44万円	12万円	9万円

＜高額療養費限度額適用認定証などの交付＞

医療機関に提示すると、入院に係る医療費の支払い額が自己負担限度額までとなる限度額適用認定証（住民税非課税世帯の方は、入院中の食事代などの減額認定を兼ねた限度額適用・標準負担額減額認定証）を交付しています。

対国民健康保険料の滞納がない69歳以下の方および70歳以上の住民税非課税世帯の方。

申お住まいの区の区役所保険年金課へ保険証、認定を受けていた方は19年度限度額適用認定証を持参の上、申請。

＜保険料は納期限までに＞

保険料は加入者の皆さんの医療費を支払う重要な財源です。必ず納期限までに納めてください。

納付が困難な場合は、生活状況を確認の上、今後の納付について相談させていただきますので、収入・支出・資産が分かる書類（給与明細など）を持参の上、お住まいの区の区役所保険年金課へご相談ください。

詳細 区役所（1ページ）の保険年金課

国民年金

＜保険料免除のご相談を＞

第1号被保険者（強制加入者）で所得が少ないなど、保険料を納めることが困難な方には、申請により保険料の全額または一部が免除される制度があります（要件あり）。

また、20代の方は、申請により保険料を後払いにできる若年者納付猶予制度があります（所得要件あり）。

お住まいの区の区役所年金係へご相談ください。

持参するもの年金手帳か納付案内書、印鑑、前年の所得を確認できるもの、離職した方は離職票または雇用保険受給資格者証。

詳細 区役所（1ページ）の保険年金課

ビジネス

障がいのある方を雇用して新たな事業を始めませんか

障がいのある方を新たに5人以上雇用し、10月から事業を始める企業1社に補助します。

申障がい福祉課へ☎で詳細を確認の上、8月8日(金)までに申し込み。選考あり。

詳細 障がい福祉課☎(211)2936